

## 平成29年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 議事要旨

### 1 日時

平成29年6月5日（月）13：30～15：30

### 2 場所

宮城県行政庁舎9階第一会議室

### 3 出席者

別紙「出席者名簿」のとおり（16名出席）

### 4 議事要旨

#### （1）開会

##### ① 渡辺保健福祉部長あいさつ

- 本日は、大変お忙しい中、当協議会に出席いただき感謝申し上げます。また、日頃本県の障害福祉行政の推進について、格別の御指導御協力を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます。
- さて、障害福祉施策をめぐる状況については、「生活」と「就労」に関する新たなサービスの創設や、障害児に対するケアの充実等を図る趣旨から、昨年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、来年4月に施行される。また、今国会において、地域共生社会の実現に向けた取組の一環として、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けられるよう、介護保険と障害福祉双方の制度に新たに「共生型サービス」を位置付けるなどした、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正案が可決され、こちらの施行についても来年4月が予定されている。
- こうした制度の改正等を踏まえながら、本協議会では、昨年10月以降、本県の障害福祉長期計画に当たる「みやぎ障害者プラン」の改定についての御審議をいただいております。前回の協議会では、次期プランの中核をなす3つの重点施策について基本的な了承をいただいた。
- 本日の協議会は、現行プランの検証や、県内の障害をお持ちの方々のニーズ把握を目的に今年の1月に実施したアンケート調査の結果について御報告するとともに、その結果等を踏まえた「各論」の素案を中心に御審議いただきたいと考えている。
- 県内において、障害に対する理解が深まり、障害がある方々が生きがいを持つ

てその人らしく生活していけるような効果的な計画を策定してまいりたいと考えているので、自由闊達、忌憚のない御意見をお願いしたい。

② 交代委員の紹介

岩佐 純 委員（宮城障害者職業センター所長）

③ 副会長選出の承認

（司会）

- 前回の協議会において委員改選に伴う本協議会の会長及び副会長の選任を行った。協議会条例第5条第1項の規定により、会長・副会長は「委員の互選によって定める」とされている。会長には阿部重樹委員、副会長には野口和人委員にお願いする旨で了承いただいていたが、前回の協議会では野口委員が欠席であったため、本日正式に野口委員の副会長就任の御了承をいただきたい。

→ 全会一致で野口委員が副会長に選出

（2）議題1「宮城県障害者施策推進基礎調査の結果について」

①事務局説明

（事務局・佐藤課長）

- 今年1月に実施した、障害者手帳をお持ちの方に対するアンケート調査である「宮城県障害者施策推進基礎調査」の結果概要について、資料1-1に基づき御説明する。
- 資料左上の「1 調査の概要」を御覧いただきたい。この調査は、「みやぎ障害者プラン」の改定に伴い、県内の障害のある人及びその御家族に対し、日常生活や社会参加に関する実態や困り事についてのアンケートを行い、今後、県として優先的に取り組むべき支援策等を把握するために実施したものである。
- 具体的には、今年の1月25日から2月19日までを調査期間とし、県内に居住する3障害の手帳をお持ちの方、4,000人を一定の属性に分類した上で、無作為に抽出し、郵送又はインターネットでの回答をお願いしたところ、4,000人に対し1,910人の方から回答をいただいた。
- 現在、県内に障害者手帳をお持ちの方は約11万人いらっしゃるが、そのうちの7割、約8万人の方は身体障害者手帳をお持ちの方となっている。完全に無作為で抽出するとなると、身体障害者の方ばかりになるほか、障害児特有の支援ニーズを把握するため、対象数を調整の上、調査を実施した。ただ、障害のある人全体の傾向を把握する際は、母集団の構成比に応じてウェイト付けをして分析を

行い、統計的に間違いのないような処理をした。

- 次に「2 結果の概要」を御覧いただきたい。まず「(1) 回答者の属性」だが、性別・障害児者の別、居住地や就学・就業状況別にみた回収サンプル数を示している。御覧のとおり、ほぼバランスよく回答をいただいた。その上で「(2) 最優先で取り組んでほしい施策」を御覧いただくと、年金・手当や、医療費負担など、全国的な対応を要する所得保障の充実を求める声に加え、雇用・就労の機会創出、障害のある人に対する理解の促進、住宅確保や入所施設整備など住まいの問題、相談支援をはじめとする社会参加のための環境整備など、地域で取り組むべき施策もあった。
- 次に資料の右上、「3 詳細」を御覧いただきたい。こちらは、県の重点施策として推進すべき3つの課題について、分析を行った結果である。
- まず「働ける場の確保」を最優先施策に挙げた方だが、全体の回答者に比べ、雇用・就労に対する意欲が高い反面、賃金や勤務体制、職場での人間関係等を理由として、就業年数が短い傾向にあることが示された。
- こうしたことから、今後も雇用機会の拡大策に加え、雇用・就労の維持、離職防止等にも力を入れていく必要があると考えている。また、個人の能力や技術にあった多様な就業機会の創出にも取り組む必要があると考えている。
- 次に「(2) 障害者への理解」を最優先施策に挙げた方だが、障害者差別解消法などの認知が進んでいない一方で、差別的取扱いを受けた経験は非常に高い傾向にあり、一層の普及啓発や相談体制の充実に努める必要があると認識している。また、障害のある人全体でみても、障害者差別に関する制度の浸透は不十分と言わざるを得ない状況となっており、相談件数が少数にとどまっているのは、これらの制度の浸透が不十分なため、差別事案が顕在化していないためと推測される。
- こうしたことから、前回の協議会において、委員からも御提案があったが、障害当事者団体やその支援団体等と連携した普及啓発に積極的に取り組む必要があると考えている。
- 次に、住宅の確保や入所施設の整備、グループホームの整備など「住まいの問題」を最優先施策に挙げた人だが、これらの方々の約8割は現在、在宅で生活している。ところが、将来どこに住みたいかという設問に対しては、グループホームや障害者支援施設での生活を希望する方が多数いることがわかった。
- 在宅での生活を維持するためのサービスの充実を図るとともに、グループホーム等を含め日常生活の場の整備を引き続き進める必要があると考えている。
- 最後に「4 現行プランの評価」を御覧いただきたい。こちらは、現行プランの策定に当たり、平成21年度にも障害のある人を対象とした同じようなアンケート

ート調査を実施しており、当時「最優先施策」に挙げられたものと今回の結果を比較したものの。

- こちらを見ると、施策の優先順位に大きな変動はないが、「働ける場の確保」や「障害者への理解」を挙げた方は減少している。一方、障害のある人の社会参加が一定程度進捗したということもあるかもしれないが、社会全体としての合理的配慮・アクセシビリティの向上に関わる公共的施設や交通機関等でのバリアフリー化を挙げた方が増加している状況。社会参加がある程度進展して、このような要望が出てきたものと考えられる。
- また、グループホームや入所施設の整備を求める声は増加しており、在宅での生活に不安を感じている人へのケアの充実が求められてきているものと認識している。
- 今回の調査結果については、後ほど御説明するプランの重点施策と各論策定に当たっての基礎資料として活用している。

## ②質疑応答

### (阿部会長)

- 昨年度の協議会において、現行の「みやぎ障害者プラン」の実績や、県内の障害者をお持ちの方々及びその御家族に対するニーズ調査をすべきとの意見があり、前回の協議会では、その調査の概要等について事務局から説明があった。今回は、概要資料に基づいて、その分析結果について報告があった。今回の調査結果から得られた課題等については、のちほど事務局から説明されるプランの重点施策及び各論に反映していくとのことであった。ただいまの事務局からの説明に対し、御質問・御意見をお願いしたい。

### (渡邊委員)

- アンケート調査ということだが、住まいの問題等に対しての具体的な手法は、この資料を公表するときに明記するのか。

### (事務局・佐藤課長)

- 本日、新たなプランの概要を説明するが、その中で今回出た声に応える具体的な施策を掲載し、しっかり示していきたい。

### (岩佐委員)

- 調査項目の「働ける場の確保」に関して、「企業・就労施設での就業経験は高い」という結果が出ているが、質問の選択肢として、一般的就労と福祉的就労を分けた質問の仕方になっているのか。「働ける場」というのは民間企業で働くことのみを指しているのか、就労施設を含めたものなのか。民間企業で働きたいが勇

気がない、「だめだったらどうしよう」といった不安を抱えている方が多いのではないかと思うので伺いたい。

**(事務局・佐藤課長)**

- 選択肢は、「障害があっても働ける場の確保」ということで、いわゆる一般的就労と福祉的就労は問わずに、とにかく「働ける場の確保」というものである。

**(森委員)**

- 調査結果の「住まいの問題」に関して、現在は在宅が 78.2%でも、将来は在宅を希望する人が半分以下になるが、これをもってグループホームや入所施設への希望が多いとすぐ受け止められかねないような現実がある。高齢者も同じだが障害者も一人で生活をしたい場合、特に親亡き後、民間はほとんど住宅を貸してくれず、現実的には親と一緒にいることが多いと思う。国の方でも、住宅セーフティネットだったと思うが、高齢者、障害者、外国人、DV被害者等一人でも民間の住宅に住む時にもう少しサポートされる制度がある。障害者も、自立して自ら望む地域・場所で工賃や障害年金をもらって一人暮らしをしたいと思っても、肝心の住宅に入れないという厳しい現実がある。調査結果から、多くの人が将来施設やグループホームに入りたいと思っている、とはならないと思うのだがどうか。

**(事務局・佐藤課長)**

- 在宅の人の持家と借家の割合までは調査していないが、借家であるとする、それを借り続けることができるかという問題があることは事実である。報告書 36 ページのとおり、一番必要な施策として住まいの問題を挙げた方々が日常生活でどういう支援が必要かを尋ねたが、これを見ると、外出や入浴、排泄、医療的ケア、コミュニケーション、食事等が挙げられている。こういったことを不安に挙げている方々が、将来グループホームや入所施設へ入ることを希望しているのではないかと考えている。逆に言うと、こういったサービスを十分に提供できたなら、自宅で暮らすことができるようになるのではないかと思う。自分の家で暮らし続けることができるような施策はしっかりやっていく必要があるが、どうしても不安がある方のためにグループホームや入所施設があり、その両輪を充実していく必要がある。

**(野口副会長)**

- 感想になるが、調査結果の「障害者への理解」の「差別解消法の認知」に関して、差別解消法の中では、「差別の禁止」と「合理的配慮」がある。この合理的配慮の合意をどのように形成していくか、その手続きがどれだけしっかりできているかということが非常に大事かと思う。公的機関は合理的配慮が義務なのできちんとしなくてはならない。私の大学でも、修学上の配慮を必要とする学生も今年

度入学しており，入学前から面談等を行って合意形成書をつくり，それを双方が持つという形で手続きを踏んでいる。この手続き自体，どうやって進めていくのか，義務となっている機関だけでなく，努力義務となっている機関にも示していくことが，差別の解消につながっていくことになるのではないかと思う。

- もう一点，「被差別経験の有無」に関して，経験している方が非常に多いという結果になっている。差別に関しても，従来の「あからさまな差別」に加えて，目立たない差別と言っていいのか，「マイクロアグレッション」というものがある。本人は悪意を持って言っているわけではないが，何気ない言葉の中に言われた方にとっては不快に思う表現がある。例えば女性が理系の学部に入ったことに対し，「よく頑張ったね」という一言。この背景には，「女性はこうだ」という思いがあり，口に出してしまう。言った本人は意識していないが，言われた方が差別だと感じるような「目立たない差別」というものもある。差別の具体的な中身を確認し，それをどのようにして解消していけるかを考えていくことも必要なのではないかと考える。

**(阿部会長)**

- 直接的な質問ではないが，調査結果を踏まえての提案であったように思う。事務局としては提案として承るということでよろしいか。

**(事務局・佐藤課長)**

- 承知した。

**(佐藤(百)委員)**

- 調査結果の「働ける場の確保」に関して，「企業・就労施設への就業経験は高い」とあるが，この「高い」の具体的な意味は何か。また，「就業年数は短い」とあるが，年数のカウント方法はどのようになっているのか。

**(事務局・佐藤課長)**

- このグラフは，「働ける場の確保」を最優先課題に挙げている人は，どのような傾向があるか，ということを示している。今回のアンケートの回答者全体では，一般企業で働いている人は 17.9%いるが，「働ける場の確保」を挙げた方々は一般企業に 30.4%いると読んでいただきたい。次の就労施設に働いている人は全体の 16.5%に対して 22.0%ということで，現に働いている方々の方が，「働ける場の確保」ということを最優先課題に挙げているという傾向がわかる。
- また，就業年数について，就労者全体で 1年未満が 14.3%，3年までが 17.6%，5年までが 10.7%となっていることに対し，この「働ける場の確保」を最優先課題に挙げた方に限ってみると，1年未満が 16.0%，3年までが 22.4%，5年までが 14.4%ということで，「就業年数が短い傾向にある」ということである。

(阿部会長)

- それでは、この議事については了承とし、次の「みやぎ障害者プラン重点施策(素案)」に移る。

(3) 議題2「みやぎ障害者プラン重点施策(素案)について」

①事務局説明

(事務局・佐藤課長)

- それでは、「みやぎ障害者プラン」の重点施策について御説明する。まず、資料2-1を御覧いただきたい。
- こちらは、前回、前々回に開催した本協議会で示したプランの骨子であり、基本的な了承をいただいているが、委員の皆様からの助言等を踏まえ、その後文言の修正等を行ったものを今回改めて配布したものを。
- 資料の一番上に「重点施策」の新旧があるが、次期プランでは、「障害を理由とする差別の解消」、「雇用・就労の促進による経済的自立の促進」、「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」の3つを重点施策と位置づけることとした。
- この重点施策の内容については、前回の協議会で概ね了承をいただいているが、先ほど御説明した基礎調査の結果や、委員の皆様からの御意見を踏まえ、若干の修正を行っているので、改めてこの場で説明させていただく。資料2-2を御覧いただきたい。
- 修正を加えた部分のみ御説明させていただくが、まず「2 重点施策① 障害者差別の解消」を御覧ください。こちらには、前回、調査のとりまとめ中であった障害者差別に関する基礎調査と県民意識調査の結果の概要を追記させていただいた。
- 御覧のとおり、障害者差別解消法などの法制度の認知は、障害のない人はもちろんのこと、障害のある人達にも浸透しているとは言いがたい結果となり、調査結果だけ見れば一般県民の方が知っているということとなる。これが差別事案の顕在化を妨げ、相談件数の伸び悩みの要因となっていると推測される。また、前回の協議会で、委員の方から「障害者団体の活動」についても記載すべきとの御意見をいただいた経緯も踏まえ、「障害当事者及び支援団体を含む関係機関等と連携した普及啓発」に取り組むことを追記した。
- また、内部障害や難病の方など、外見からは障害のあることがわかりにくい方々への配慮を促すヘルプマークや、障害のある人専用の駐車場利用証を発行・配布するパーキングパーミット制度の導入を検討する旨を追記した。

- 次に、資料の右下「4 重点施策③ 環境整備・人材育成」を御覧いただきたい。介護人材の確保・育成についての部分だが、障害福祉分野は、高齢者や子育ての分野に比べ、事業所の規模が小さいことや、より多様なケアを求められることから、その人材の確保はより深刻な課題であるとの御指摘をいただいた。
- また、国でも高齢者福祉と障害福祉との「共生型サービス」を創設した経緯等も踏まえ、高齢者でも障害のある人でも、どちらでもケアの対応ができる多能な人材を育成し、その流動化を図ることで人手不足に対応していく旨を追記した。
- 加えて、障害福祉サービス事業所では、内発的な職場環境の改善が進みにくいとの御意見をいただいたことを踏まえ、例えば、工場などでの生産現場で、労働負荷軽減に取り組んでいる製造業者などと交流しながら、そういった製造業者に支援をしてもらい、障害福祉サービス事業所においても、環境の改善を図っていく取組について検討していくことを追記した。

## ②質疑応答

### (阿部会長)

- ただいまの事務局の説明だが、今年2月に開催した前回の協議会において、委員から基本的な了承をいただいた次期プランの重点施策について、委員からの意見と基礎調査の結果を踏まえ、一部追補したので、改めて了承いただきたいとのことであった。皆様から御質問・御意見などがあればお願いしたい。

### (奥田委員)

- 重点施策の3つ目である「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」に関して、「介護人材の確保・育成」とあるが、非常に大切なことだと思う。私の所属は社会福祉法人であるが、障害者福祉の分野でも、高齢者福祉の分野でも、人材がなかなか集まらないというのが現実。できるだけいい人材をとりたいのだが、人が集まらないといい人材が集まらない。本当に高齢、障害に関わらず、今一番施設関係者では問題になっている。私共でも求人を早いうちから行っているが、特に障害の方に来てくださる方がいない。通所であれば、日中だけで良いので来る方もいるが、入所施設のように24時間・夜間に関わる業務に関しては人が集まらない。当法人というわけではなく、障害者福祉・高齢者福祉に関わらず問題となっているので、是非施策を進めてほしい。

### (阿部会長)

- 現場に関わっている方からの切実な状況についての紹介であった。事務局から応答いただきたい。

### (事務局・佐藤課長)

- 高齢者福祉においても障害者福祉においても、介護の人材は不足している。障害者福祉において、高齢者福祉より人が集まらない一つの要因として挙げられるのが、福祉を志す学生たちの実習先の大半が高齢者福祉施設となっており、障害者福祉施設での実習があまり行われず、ということが挙げられる。また、訪問看護を行う研修においても、どうしても高齢者介護の研修が中心となり、障害者介護のカリキュラムが少ない。その結果、障害者福祉にあまり馴染みがなく、ますます障害者福祉の事業所は人材を集めるのが難しいということを知っている。障害者施設は高齢者施設に対し規模が小さいものが多いという事情もあり、就職していただくためには、まずは障害者福祉に馴染みを持ってもらうと同時に、国の方針にもあるように高齢者福祉・障害者福祉両方できるように法人規模もある程度大きくし、それに伴い処遇や待遇を引き上げるということも考えられる。そういう意味で、介護人材の多能化・流動化を図りたい。処遇改善はもちろんであるが、この辺を推し進めて少しでも人材の確保を推進していきたい。

**(阿部会長)**

- 県が所管している他の会議においても、人材確保については意見が出ていると思う。本日の回答としては、事務局側も重く受け止めている事だろうと思う。

**(岩佐委員)**

- 4月から他府県から来たので、宮城の特徴がわかる。人材の育成に関して言うと、他府県も同じように人材不足は変わらないが、やりがいのある職場環境づくりを進めている例も多い。処遇の面では給料を上げることが一番良いし、ポストというものもあるが、コミュニケーションというものも大切。県として、介護をしている人達に、「注目している」ということをフィードバックできないか。横のネットワークを作っていく中で、「県も一緒にやっています」、「皆さんも一緒にやりましょう」、「こういう成果がありました」、「皆さんのおかげでここまでいけました」、というような雰囲気づくりをすることはできないか。この職場は大変だけれども「やってよかった」と感じる雰囲気づくりは、法人だけでなく、県でもできることがあるのではないかな。

**(阿部会長)**

- 県に関わる余地がまだまだあるのではないかな、というご提案があったがどうか。

**(事務局・渡辺部長)**

- おっしゃるとおりである。行政として、そこの職場で働く人に光を当て、やりがいを感じてもらふ必要があると考える。また、横のネットワークを形成することも大事な点だと思う。
- 高齢者介護に関して言えば、昨年からは、宮城県内の介護施設に入職した人の合

同入職式を毎年5月に県庁の講堂で開催し、知事も出席し激励を行うほか、職員同士の名刺交換会、交流会等をやっている。ケアヒーローズという名前を付けて、働きがいがあるというDVDを作成して県内の高校に配布したり、河北新報の紙面を活用して4回シリーズで広告を打ったりということもやっている。効果を今数字で表すことは難しいが、光を当てることによって介護の現場のイメージが変わっていくのではないかとこの雰囲気を感じている。行政には、働く人に光を当て、やりがいというところに焦点を当てていく役割はある。そういう意味では、高齢者介護の方は若干取組が進んでいる。障害者福祉の分野でも、人材確保ということで、光を当てたり職員同士の横のネットワークを作ったりすることでやれることはあるのかなと考えている。

**(阿部会長)**

- 県でも既にやっている取組があるが、成果はつかみかねているという部長の話であった。それについて積極的に支持をする御提案があったということで、励ましということであったと思う。また岩佐委員からは職員同士の相互の横の交流という話もあった。

**(志村委員)**

- 奥田委員に質問がある。「介護人材の確保・育成」に関して、当大学の学生の就職後1年以内の離職率が結構ある。学生が福祉の現場に入ったものの大学で学んだことと違うと感じ、遠ざかってしまうことも多いが、自分のところに相談に来る学生の多くは、いわゆる同僚同士での人間関係が上手くいかず、仕事は生きがいがあり楽しいものの辞めてしまうというものであった。そういった状況について施設の方達はどのような認識なのかお聞きしたい。

**(奥田委員)**

- 職場の人間関係ということであるが、愛泉会では障害、高齢とふたつの施設がある。法人内では人間関係がうまくいかないということで辞めてしまう方もいるが、今のところ障害の方では人間関係で辞めるということはない。
- 私共の施設は重い障害の方もいるので、最初の障害者施設のイメージと実際に働いた時、障害者と接した時にギャップがある、という話はよく耳にする。そのため、自分の施設では、面接したあと、3日から1週間程度、施設で実習をしてもらっている。障害者支援をしたいという方も、1週間くらいいると、通所のイメージと違うということで就職をやめる人もいる。せつかく来てもらってもすぐ辞められては困るので、事前にボランティアをしてもらうことで、学生側も考える時間が出る。
- また、実習を受けてもらっているが、就職先として企業に流れる方も多いと、

大学の就職課から伺うこともある。企業に行く理由として、人間関係ということもあると思うが、むしろ、賃金的なベースの低さということもあると思う。確かに施設によっては、人が集まらないので宿直1万円くらいというところもあるが、当施設では4,500円であり、賃金的な低さからなかなか人が集まらないということがある。

#### (阿部会長)

- 志村委員が把握されている限りでは早くやめる学生がいるが、奥田委員の施設では事前に体験等をしてもらって辞める方は今のところいないという話であった。施設での対応の差が離職の多寡に影響しているところもありそうだという話であった。他にいかがか。

#### (森委員)

- 「障害者差別の解消」の現状・課題に関して、重点や各論に入っているかもしれないが、「障害のある人への理解・関心の不足」とある。「障害理解」や「障害者理解」という言葉はよく使われているが、今我々障害当事者団体が研修で言っていることは、障害理解が変わってきたということ。これは障害者権利条約前文の(e)のところであったと思うが、障害というのは、心身の機能障害と社会的障壁との相互関係であるということ。そのため私は、障害理解に加え、社会的障壁理解という社会モデルの考え方を日本に根付かせることが必要なのでないかと思う。障害理解というのは社会的障壁理解というものが必要で、障害当事者に対しても、これが社会的障壁だと我々が分かりやすく説明する必要があるので、社会的障壁への理解をきちっとすべきと思う。そのきっかけになったが、我々の全国組織が岐阜で研修会を開いたとき、そこに招いた内閣官房の方の話。そのため、医療モデルから社会モデルにという流れの中で、社会的障壁とは何かということをしちんと理解するということを我々も意識付けしていく必要がある。今までは「障害理解」「障害者理解」といってそちらばかりやってきたが、それはどちらかという医療モデル的な発想があると思う。概要版資料の分かりやすい表はイメージとして残るので、こういうところに社会モデルという言葉も入っているのかなと感じた。

#### (志村委員)

- 実は資料の中にも社会的障壁ということは載っている。ただ言葉使いとして「社会的障壁」は馴染みがないので、「心のバリアフリーの推進」「情報のバリアフリーの推進」「誰もが暮らしやすいまちづくりの推進」ということになるのかなと思う。社会的障壁は偏見であったり差別意識であったりということだが、それがいわゆる「心のバリアフリー」という言葉で表現されているのかなと理解した。

もしそうであれば、「④共に生活するために」の「心のバリアフリー」に括弧書きで「社会的障壁を理解する」というのを追加すると、森委員がおっしゃったことが入ってくるのかと思うがどうか。

(阿部会長)

- 森委員からは、障害者プランへ「社会的障壁」がどれくらい書き込まれているかということがクローズアップされたと思うが、志村委員からは、プランの施策体系の中に盛り込まれているのではないかと、ということであった。事務局としてはどういう構想・立場を持っているか。

(事務局・佐藤課長)

- 重点施策の概要に過不足があった点についてはお詫び申し上げます。次の議題ではあるが、「みやぎ障害者プラン各論（素案）」という障害者プランの本体部分の2ページ「心のバリアフリーの推進」において、「障害がある人が抱えている日常生活や社会生活を営む上での様々な困難さについて、県民一人ひとりが自らの問題として捉え…「心のバリアフリー」の推進が重要であり、障害や社会的障壁についての広報・啓発活動をより一層推進するとともに…」との記載をしている。これが現状と課題という理解のもと、それを解決するためにどうするか、ということプランに記載している。今後、書きぶりがまだまだ不十分であるという御指摘があれば、策定作業を通じて修正していきたい。

(阿部会長)

- この議題については、前回の協議会で基本的な了承をいただいております、前回委員から出された御意見や調査結果を反映し、改めて重点施策の素案を提示されているものなので、特に御意見・御質問がなければ、了承することとしてよろしいか。（異議なし）それでは、前回からの追補を含め、重点施策の素案について御了承いただいたということとしたい。それでは、次の「みやぎ障害者プラン各論（素案）」に移る。

### (3) 議題3 「みやぎ障害者プラン各論（素案）について」

#### ①事務局説明

(事務局・佐藤課長)

- それでは、御説明する。骨子はこれまでも御説明してきたが、各論についてはこれまで見出しが載っているだけで、中身はまだ書き込まれていない状況であった。今回初めてお示しするのが、「みやぎ障害者プラン」各論の素案である。本文自体は資料3-2としてとりまとめているが、ページ数が多いことから、本日は概要資料に基づき御説明させていただく。資料3-1を御覧いただきたい。

- この各論については、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」というプランの基本理念を「共に生活するために」、「いきいきと生活するために」、「安心して生活するために」という3つの分野に整理し、それぞれの現状と課題、これに対応する施策の方向性と、先ほど御説明した重点施策を含めた主な推進施策についてまとめている。

#### (1 共に生活するために)

- まず資料の左上、「1 共に生活するために」を御覧いただきたい。この分野の課題としては、障害及び障害のある人への理解・関心を高める必要があること、そして日常生活・社会生活のあらゆる場面で、障害のある人に対する合理的配慮やアクセシビリティの向上を図っていくことが求められていると整理した。委員から御指摘があったとおり、「社会的障壁」の対策もここに含まれる。
- このため、「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」、「誰もが住みやすいまちづくり」の実現に向けて、普及啓発等に取り組んでいく必要があると考えている。
- 具体的には、障害当事者団体や支援団体等と連携した啓発活動や、県の広報媒体などを活用した積極的な情報発信、ボランティア活動の支援などに加え、ヘルプマークやパーキングパーミット制度の導入に向けた検討等を行う。
- また、障害のある人に対する差別や虐待等に関する県の相談窓口として社会福祉士会をお願いをしている「障害者権利擁護センター」を運営するとともに、市町村等と連携した相談体制の整備を図るほか、障害者差別解消法に基づく「地域協議会」の機能を担っている、本協議会において委員の皆様やその所属団体等と連携し、差別解消に向けた研修事業等の取組を推進してまいりたい。

#### (2 いきいきと生活するために)

- 次に「2 いきいきと生活するために」を御覧いただきたい。こちらについては、「活動・活躍の機会創出」、「多様なニーズに対応したきめ細かな教育の充実」、「雇用・就労の促進」というテーマに大別し、現状と課題等を整理した。
- まず「活動の機会創出」と「教育の充実」についてだが、障害のある人の社会参加・いきがい創出は非常に重要であり、家族等の介護者の負担軽減にも寄与すると認識している。また、その前提として、多様な教育的ニーズへの対応が必要と整理した。
- こうしたことから、「日中活動の場の確保」、「文化活動の振興」、「学校等での支援の充実」に取り組んでいく必要があると考えている。

- 具体的には、障害福祉計画等に基づいた日中活動系サービスの計画的な整備を図りながら、障害者福祉センターや、視覚障害・聴覚障害のある人への情報提供施設である視覚障害者情報センターやみみサポみやぎ等を運営し、障害のある人の社会参加の促進を図るほか、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、障害者スポーツをはじめとする、レクリエーション、文化芸術活動の振興にも努めてまいりたい。
- また、障害のある児童生徒等に対し、ライフステージに応じた一貫した支援を行う観点から、教育・医療・福祉・保健・労働等の連携体制を構築するとともに、特別な支援が必要な児童生徒への対応として、「個別の教育支援計画」の作成・活用を一層進めるとともに、居住地学校等での交流・共同学習をはじめとする「共に学ぶ教育」の推進や、ICTを活用した指導方法の工夫にも取り組んでまいりたい。さらに、学校における医療的ケアの推進を図るとともに、幼稚園、小・中・高校等に対する必要な助言・支援を行うなどの県立特別支援学校の「センター機能」の充実も図ってまいりたい。
- 次に「雇用・就労の促進」についてだが、我が県の障害のある人の一般就労については、宮城労働局をはじめとする関係機関の御尽力もあり、改善の方向に向かっているが、障害者雇用促進法における法定雇用率を達成していないなど、雇用の場の一層の拡大が必要と認識している。
- また、福祉的就労の場である就労支援施設等における工賃だが、我が県は全国5位と比較的高い水準を推移しているものの、県が策定している「工賃向上計画」の目標値には達していない状況にあり、工賃向上に向けた更なる取組が求められていると認識している。
- こうしたことから、「雇用促進等に向けた啓発活動」や、「能力開発」、「一般就労・就労定着に向けた支援」、「工賃向上に向けた支援」に取り組んでいく必要があると考えている。
- 具体的には、障害者雇用支援月間や障害者週間などに合わせた関連行事の開催や、企業訪問やセミナー等の開催を通じた啓発活動に加え、障害者職業能力開発校での訓練等、介護・農業分野等の職域の拡大、障害者ITサポートセンターの運営などを通じた障害のある人の能力開発に取り組んでまいりたい。
- また、「障害者就業・生活支援センター」の相談支援機能の向上に努めながら、一般就労の場の開拓・確保に取り組むほか、就職面接会の開催など、就労を希望する障害のある人と企業とのマッチングを図り、法定雇用率の向上に取り組んでまいりたい。
- 福祉的就労については、これまでの実績を踏まえ、第三期宮城県工賃向上支援

計画を策定し、就労支援施設等の経営力強化に向けた支援を引き続き行うほか、障害のある人が企業等で長く働き続けられる研修プログラムの開発等に取り組み「安定した雇用の確保」を推進してまいりたい。

(3 安心して生活するために)

- 次に「3 安心して生活するために」について御説明する。はじめに「相談支援体制の拡充」を御覧いただきたい。
- 障害のある人の様々なニーズや心身の状況に対するきめ細かな対応のため、身近な地域で相談支援を受けることのできる環境整備が重要であり、相談支援に携わる人材の育成と地域における支援体制の構築を引き続き進めてまいりたい。
- 具体的には、相談支援従事者研修の定期的な開催や受講機会の拡充、困難事例への対応等に向けた助言者の派遣、従事者研修の修了者だが現在は相談支援の業務に就いていない「潜在有資格者」に対する復帰支援などに取り組むほか、基幹相談支援センターなどの地域における相談支援拠点の設置・運営を行ってまいりたい。
- 次に「(2)生活の安定」、 「(3)サービスの充実」を御覧いただきたい。障害のある人の在宅生活の維持、施設からの地域移行を進めるとともに、地域での生活が困難な方のセーフティネットを構築するため、「サービス等の充実」と「生活の場の確保」、そしてそれを支える介護人材の育成・確保に取り組んでまいりたい。
- 具体的には、引き続き年金・手当の充実等について国に働きかけるとともに、精神障害や重度の障害のある人向けのグループホームや、地域生活支援拠点等の整備を進めてまいりたい。また、県立の障害者支援施設である船形コロニーについては、外部有識者を交えた検討会を踏まえて策定した整備基本構想に基づき、民間施設のバックアップ、地域の社会資源のコーディネートといった、単なる入所施設ではなく、新たな役割を担うべく、再整備を進めてまいりたい。
- また、介護人材の育成・確保のため、高齢者から障害のある人まで、多様なケアに対応できる人材の育成のため、各種研修メニューの充実と受講支援に取り組み、人材の流動化を通じた人手不足対策を図るほか、製造業者などの異業種交流を含めた働きやすい介護現場の改善活動等を支援してまいりたい。
- 次に「(4)保健・医療・福祉等の連携促進」を御覧いただきたい。先ほど御説明した基礎調査の中でも対策の強化を望む声があったが、医療的ケア、発達障害、高次脳機能障害、そして精神疾患を含む心の問題といった課題が近年クローズアップされている。これらに対応するため、保健・医療・福祉等の多職種が連携し

て、予防・早期の対応に取り組む必要があると認識している。

- 医療的ケアを要する障害のある人への具体的な対応としては、たんの吸引や経管栄養などの一定の医療行為を介護職員が対応するために必要な研修の受講支援や、医療型短期入所サービスを含む医療的ケアに対応できるサービス事業所の拡充を図るほか、医療的ケアに関する情報拠点の形成に取り組んでまいりたい。
- なお、県内の医療的ケア等を要する障害のある人に対する今後の方向性や支援策については、昨年度外部有識者等を交えた検討会を別途開催し、今年3月に報告書を取りまとめている。本日は時間の都合上、説明を割愛するが、参考資料として配布しているので後ほど御参照いただきたい。
- 心の問題については、アルコール問題やひきこもり対策を含む精神疾患に関する啓発活動・相談支援のほか、24時間365日の精神科救急医療体制の整備に取り組む。また、被災者の心の問題に対して継続的な対応を行ってきた「みやぎ心のケアセンター」について、平成32年度の復興計画満了後のあり方等について検討を進める。
- 発達障害については、県の発達障害者支援センター「えくぼ」の機能強化を図りつつ、各ライフステージに対応した総合的な支援を行う。特に、幼児健診時におけるアセスメントツールの導入による早期発見ができる体制整備を進める。また、現任保育士等の療育についてスキルアップ、昨年度から松島町でモデル的に実施をしているペアレントメンターの育成など、社会資源に乏しい地域でも適切な支援が可能となるような地域モデルの確立等に取り組んでまいりたい。
- 高次脳機能障害については、リハビリテーション支援センター等における専門職による相談支援のほか、県の指定支援拠点病院（東北医科薬科大学病院）における支援コーディネーターを中心として、医学的側面からの支援や社会復帰に向けた総合的な支援に取り組む。
- 最後に「(5)防犯・防災対策の充実」を御覧いただきたい。まず「防犯対策」だが、福祉施設は地域に開かれた運営を行いつつ、適切な防犯対策に取り組む必要があると認識している。
- このため、障害福祉サービス事業所等に対する指導の場を通じて、地元住民との連携による自主防犯活動や、地元警察署との合同防犯訓練等を促していくとともに、国の補助事業を活用しながら、防犯カメラ等の防犯設備設置を支援してまいりたい。
- また「防災対策」については、障害福祉サービス事業所等の耐震化やスプリンクラー設置、避難スペースの整備等に対する支援を行うほか、東日本大震災の教訓等を踏まえた県の地域防災計画に基づく災害の予防対策・災害時の応急対策・

復旧復興対策や、県のガイドラインに基づく障害のある人の避難行動支援などについて、説明会の開催や実地指導等を通じた理解促進を図ってまいりたい。

- 以上が、障害者プラン各論の概要となるが、現在、国においても障害者基本法に基づく第4次障害者基本計画を策定中であり、今後10月までの間に集中的な審議が行われる予定である。県としては、本日委員の皆様方からいただいた意見はもちろんのこと、国の審議会の議論の経過も可能な限りプランへ反映し、今年秋頃を目途に「みやぎ障害者プラン」の中間案を策定し、再度この協議会にお諮りする予定である。

## ②質疑応答

### (阿部会長)

- ただいまの説明について、カテゴリーが3つあるので、それぞれに分けて御意見・御質問をいただきたい。最初に「共に生活をするために」としてまとめられている部分について御質問や御意見はあるか。

### (目黒委員)

- 「相談体制の整備」に関して、「市町村との連携による相談体制の整備」の部分について、もう少し詳しい説明がほしい。私は現在、仙台市で障害者相談員をしており、市外からの相談も来ている。宮城県のアンケート調査は手帳を持っている人が対象だったが、相談に来る人は手帳を持っていない発達障害の相談が多い。しかも夜電話がくることもあり、そういう相談がなぜ私のところに来るのか。市町村等に相談できないのかなと思う。

### (事務局・佐藤課長)

- 障害者差別解消法施行後、県内全ての市町村に相談窓口を設けた。それにも関わらず、目黒委員のところに個人的に相談が来てしまうというのは、内心忸怩たる思いがある。相談窓口があることを周知していかなければならないと改めて感じた。
- また、障害者福祉課自体もひとつの相談窓口であるが、県や市町村の敷居が高いなどで相談しづらいと感じている人も一定数いることも考えられる。そのため、社会福祉士会にお願いし、役所ではなく民間の相談窓口として「宮城県障害者権利擁護センター」を運営しているが、前回の協議会でも報告したが相談件数もあまり伸びていないことも実情である。それがなぜなのかという分析は難しいが、まずは多くの人に知っていただけるように尽力していきたい。

### (齋藤委員)

- 「啓発・広報活動」に関して、障害者の方と共に生活するためには、小さい頃

から障害について理解することが大事だと思う。そのため、普及啓発の中に、学校との連携を入れる必要があるのではないかと。障害者だけでなく、一般の学校に、そういう普及啓発を出来る様なシステム等があるとよいのではないかと。学校でもやっているとは思いますが、そういう項目が必要ではないか。

**(事務局・佐藤課長)**

- 障害者月間の際に、全ての子ども達を対象に、日頃話題になりにくいかもしれない障害のある方に対する自分の経験や思いといったものの作文コンクールを行うといった取組はしている。

**(志村委員)**

- 普及活動では社会福祉協議会が力を入れている。身体障害者が一番理解しやすいということで、キャップハンディ体験は様々な小学校で行っているように思う。また、自分の小学校区であれば、盲導犬の養成学校の先生と盲導犬を使っている方に来ていただいて体験や話をしてもらったり、盲導犬と触れ合ったりということはしている。また、支援学級が学校内にあるときは、先生達が、支援学級に通う子ども達を他の子ども達にどう理解させるのかということもある。

**(阿部会長)**

- 志村委員からお答えいただいたが、事務局から補足はあるか。

**(事務局・佐藤課長)**

- 県が直営で普及活動を行うというのは難しいが、今後そういうことをやっている団体と協力して普及啓発を進めてまいりたい。

**(佐藤(百)委員)**

- 私が以前、小学校に勤務していたときには、福祉の勉強として盲導犬の理解や、車椅子の体験、近くにある老人福祉施設に行つてそこの方と一緒に活動するといった各学校における障害理解の勉強は実際にやっている。
- また、共同学習ということも含むが、支援学校の子どもは地域の学校ではなくそれぞれの支援学校に通っているため、地域の方々にも理解していただきたいということで、地域の小中学校に年2～3回交流の機会を設けて学ぶという障害理解は各学校でやっている。

**(阿部会長)**

- 会議の時間は超過しているが、もう少し時間を頂戴して議論を進めたい。
- 次に「いきいきと生活するために」の категорияについて御意見・御質問があればお願いしたい。

**(目黒委員)**

- 教育に関し、特別支援連携協議会の設置というのがあるが、どこと連携するの

かお聞きしたい。ここに就労も入っているのか。

**(事務局・目黒室長)**

- 資料の12ページにあるが、教育、医療、福祉、保健、労働等の連携体制を県で一つつくることとなっており、市町村においても地域の連携協議会をつくることとなっている。メンバー構成については手元に無いため、後ほどお知らせしたい。

**(阿部会長)**

- 就労は入っているのか。

**(佐藤(百)委員)**

- 入っている。

**(阿部会長)**

- 佐藤委員が「入っている」とのことであった。今後ともしっかりと連携をとっていただきたいということだと思う。

**(森委員)**

- 昨日は仙台で障害者の「とっておきの音楽祭」があると同時に、全国障害者スポーツ大会の水泳の県予選会があった。自分はいつも全国大会の役員として出席するが、特別支援学校によっては、日程調整等に協力的なところとそうでないところがある。県予選の日程が発表されるのが若干遅いというのがあるが、せっかくの県予選があつて、そこから選ばれて栄えある全国大会に出場する機会があるというのに行事が重なってしまう。主に身体障害者や知的障害者であるが、全国大会に出場した人は本当に生き生きしており、見違えるように変わる。学校との行事が重なるのはできれば避けて欲しいと思うので、何とかその辺の調整ができないか。文化芸術も重なってしまう。障害者対象の行事はそれほど多くないと思うので、どこかで調整できればいいのかなと思う。なぜ県予選が早く決まらないかという、会場の予約の関係もあると思うが、そこは県で音頭をとってどうにかできないか。障害者のスポーツ、文化芸術はせっかくのいい機会なので、日程調整によって活動の機会を与えることが大事である。方策をぜひ考えて欲しい。

**(阿部会長)**

- 特別支援学校によって対応がまちまちの現実がある。文化芸術活動に係る県の催しものの開催時期についても、県がリーダーシップをもってコーディネートしてもらえないかということであった。

**(事務局・目黒室長)**

- 学校の翌年度の事業計画は、前年度の冬くらいに1年分決めるのが一般的。その時期までに翌年度の行事の日程が決まっていれば変更は可能だと思う。一度事

業計画を立ててしまうと、地域の方が入っているなどの関係もあり変更は難しい。翌年度の大会等の行事が分かっているならば早めに学校に連絡し、学校以外の行事に参加することも学校行事の一つとして検討してもらえないかということ伝えることはできると思う。そこは大会等の行事を担当している実行委員会から情報を集め、極力各学校に伝えたい。

**(森委員)**

- スポーツ大会に限定すれば、主催は宮城県と仙台市なのだからどうか調整してほしい。例年に比べると日程は早めに決まっていると思うが、学校行事の日程はもっと早めに決まっていると思う。陸上で300人くらい、フライングディスクで300人くらい、昨日の水泳は本当に寂しい限りであった。一番多く参加したのは東京、神奈川等全国からくるところ。もう少し人数が集まればいいと思う。ぜひ日程調整をお願いしたい。

**(阿部会長)**

- 事務局からは、現実には難しい部分はあるものの、取り組みたいという話があったのでよろしくをお願いしたい。

**(岩佐委員)**

- 各施策を個々に進めることは大事だと思うが、それぞれの施策をどのようにリンクさせていくか、というところに県の役割があるのではないか。
- 「切れ目のない支援体制の構築」に関して、協議会をつくって設置して、連携体制を構築するとあるが、大事なのは連携の中身。何を持って連携しているといえるのかを考えるべきではないかと思う。私は、必要な情報がきちんと引き継がれることが非常に大事だと考えている。バトンを受け渡すようなイメージで、例えば児童、生徒、学生、一般就労という流れがあるとして、それぞれの節目でどの情報が引き継がれているか丁寧に見ていくことが、切れ目のない支援ということではないか。現状では、必ずしも適切に情報が引き継がれていないこともあるのではないかと思う。そうすると、この表現では今と同じではないかを感じる。実質的な効果を担保することを考えると、実際の施策を展開するにあたって連携を考えていかなければならない。
- 我々は情報を引き継がれる側になるが、情報を引き継ぐ方は、どういう情報が有益かどうかわかっておらず、全部の情報を引き継ごうとするので、困ることがある。こちらが欲しい情報が欲しいのであって、それがなかなか伝わらないという残念な思いがある。それは、あまりにも役割分担がきちんできすぎていて、次のバトンを受け渡されるリレーゾーンがあまりにも短すぎ、情報が十分引き継がれないままにバトンを受け取ってしまうため。もう少しリレーゾーンを長くす

る場面が必要。こちらはそう思っているが向こうはそう思っていないこともあるので、その共通認識をできるように、この協議会で話していただけるといいのかなと思う。

**(阿部会長)**

- 多様な取組が記載されているが、施策間の連携が見えない、特に複数施策による相乗効果の成果が期待されるようなプランの書きぶりが必要ではないか、あるいは書かれているのかどうかという御質問、御提案だったと思うがどうか。

**(事務局・佐藤課長)**

- 12ページにもあるが、課題のところで切れ目のない支援体制の確立が必要だという認識は共有されているように思う。それが現場でどのように行われているかの問題に関してだが、例えば発達障害に携わる、教育、医療、福祉、就労支援の分野の方々に一堂に集まってもらい、話し合いの場を設けるといった取組は行っているが、個別のケースの情報の引き継ぎについてももしっかり伝わるようなことを考えていきたい。

**(事務局・目黒室長)**

- おっしゃるとおり、協議会を設置し連携体制を構築しますという文言だけみると「どこまで連携するのか」が見えないのは事実であると思う。書きぶりについては、今後の協議会の中での御意見を聞きながらよりよいものとしていきたい。

**(事務局・佐藤課長)**

- 「みやぎ障害者プラン」は宮城県の障害者福祉の基礎となるプランである。これと同時に、第5期障害者福祉計画も作成しなくてはならない。それはより具体的に「何をどのくらい」といった分量も書いていくこととなるので、より詳細なものはそちらで書くことになる。
- 委員の御指摘は、字面では書いてあっても、現実に必要な「Aさんの情報」が次の機関へうまく伝わっていないこともあるのだと思う。その点については、どういった改善策があるか研究していきたい。

**(阿部会長)**

- 次に「安心して生活するために」について御意見・御質問があればお願いしたい。

**(渡辺委員)**

- 「みやぎ障害者プラン」は机上のプランに終わることがないようにしてほしい。
- 本日2点質問させていただきたい。まず1点目。自分は県内の2つの精神科病院に15年ずつ30年間入院していた長期、社会的入院者であった。県内の古い精神科病院には50年以上入院している仲間がまだいる。自分は14年前56歳で

退院できて援護寮・グループホームを経て、現在、大崎市内の市営住宅で、一級の障害者年金を受給して一人暮らしの自由を謳歌している。長期在院精神障害者を精神科病院から退院させて社会に戻し、自由に暮らせるようにしてあげるのが県や精神医療関係者等の喫緊の課題であると思う。長期在院精神障害者にとって病院内の生活と退院後の生活は全く異なるため、退院は難しいかもしれない。しかし、このままいくと最後は病院内で亡くなるしかないと思う。世に生を受けて最後が精神科病院内では、と言いたい。これは全くの人権無視であり生の尊厳さえも否定する事態であると思う。この方達の地域移行には退院後の受け皿が必要である。そのためには、社会で生活するためのグループホームやアパート等の居住施設が不可欠である。居住施設と、生活保護や障害者年金等の、生活するだけのお金があれば自分の様に社会で生活していけると思う。そこでお尋ねしたい。県内の精神科病院に30年以上、20年以上や10年以上でも構わないが、入院している長期在院精神障害者が現在どれだけいるか、概数でかまわないので教えていただきたい。また、県ではこのような長期在院精神障害者に対してどのような形で退院支援をしていくのか、具体的な方策があればお答えいただきたい。

- 次に2点目であるが、精神の方の社会資源についての地域格差について質問がある。仙台市では精神の方の社会資源として、授産施設・グループホーム・居住的スペースとしてのいこいの場等様々ある。それにより仙台市及び近辺の社会資源を利用する方にとって、精神科病院から地域移行するにはよい手段になる。それに対して、仙南や仙北の地域には社会資源としてのグループホーム等がないと思う。自分の友人が住む白石には知的障害者に対するグループホームは40くらいあるが、精神はゼロに近い。また、心の病の方が利用する職親等はあるが、仕事ができ、長く働ける人は少数である。心の病を持つ人たちが生活するには障害者年金等の支給だけでは生活が成り立たない現状がある。このような仙台市と市町村との地域格差について県ではどう思われどう対処していくのかお答えいただきたい。

**(事務局・大場専門監)**

- 長期在院精神障害者がどれだけいるか、ということであるが、「630調査」という、毎年行われる国の精神科病院に関する調査がある。平成27年のデータでは、1年以上の長期入院の方が3,212人となっている。30年以上ということではあったが、20年以上ということで統計をとっており、その人数は396人である。1年以上の長期入院の方は平成26年より200人ほど少なくなっており、毎年1年以上の長期入院の方は減っている状況ではある。
- 県の今の取組であるが、地域移行については、精神科病院において、退院後生

活環境相談員を配置し、退院支援委員会を院内で開催し、退院に向けての話し合いをするということが、地域を含めて行われている。福祉サービス上は、地域移行の給付も行われるようになっており、そういったことで圏域ごとに関係者が集まって協議をする場であるとか、地域の方に理解していただくための啓発、関係者の方々達のスキルアップを含めた研修などに取り組んでいる。

**(阿部会長)**

- 資源の地域間格差についてはどうか。

**(事務局・佐藤課長)**

- 地域間格差があることについては御指摘のとおり、精神障害に関する社会資源に限らず、仙台市とそれ以外の地域で、様々な分野で地域間格差があるのは否めないと私も思っている。それをどうやって埋めるかは難しいが、民間事業所でもやはり人口が多い、利用者が多いところで開所する方が経営はうまくいきやすいという事情はあり、難しい状況にある。特に、渡辺委員御指摘のグループホームの問題であるが、特に精神障害の方と重度の知的障害をお持ちの方のためのグループホームがなかなか増えないのが実情。グループホームも他の事業所もそうだが、社会福祉施設等施設整備費補助金という国の補助金があり、民間事業者はこの補助金を使って施設の改修や建設をするが、国の予算がだいたい70億円で10年くらい動かない。施設を建てたい、あるいは改修したい、事業を始めたいという方は増えているが、自己資金で投資してしまうと、施設を運営できないという状況があり、どうしてもこの補助金が必要だが、国の補助金は増えないというのが現状。県でも精神障害や重度障害の方の施設を増やしたいとは強く思っており、昨年度から国の補助金が不採択になったとしても、県で肩代わりをして精神障害者の方と重度障害者の方のグループホームについては県が肩代わりをして補助金を出すという制度を設けた。ただ、国のお金ではなく県のお金で補助をするので、年間できても数件という限度があり、一気に増やすのは難しい。国にも要望していくし、県でできる範囲のことはやって参りたいと思っている。

**(阿部会長)**

- まだ意見はあるかと思うが、予定の時間が30分過ぎているので、次のように提案したい。
- 事務局の冒頭の説明の中で、現在国の障害者計画も当該審議会において改定の作業が進められており、国の計画あるいは審議会の議論を踏まえて、私達が現在検討をしている宮城県のプランの各論の改定作業等をその都度行っていきたいという話があった。それらを踏まえて、今年の秋を目途にプランの中間案をこの協議会に諮りたいという基本方針があると伺った。

- 本日皆様からいろいろな御意見を伺った。例えばカテゴリー1の相談体制の整備については、十分整備されているが、機能の方が果たしてどうかという答えが事務局からあった。
- またカテゴリー2については、例えば障害児のスポーツや文化・芸術の各種大会へ取組がそれぞれのスケジュールの過密度によって芳しくないという状況もあるので、県でリーダーシップをとってもらえないかということがあり、現状難しいことはあるが、各種大会への情報提供については改善できる余地があるのではないかということがあった。あるいは、各種施策間の連携構築ということが言われているが、連携の体制は構築されているものの、どれほどの連携が図られているか、例えば個別のケースについては情報の共有化がまだまだではないだろうかという認識も事務局から示された。
- カテゴリー3については、例えば精神障害者の長期入院者の地域移行に対応する受入の資源に地域間格差があるのではないかという話があり、県でもその対応を考えていかなければならないのではないかという説明があった。
- 中間案を策定するにあたっては、今意見があったことを踏まえ、もう少しメリハリのある書きぶりやアクセントの置き方等があるのかなと私も思った。本日いただいた御意見を含めて、またよりよい中間案を示していただくためにも、本日時間の関係で発言を控えられた委員の御提案もあるかと思うので、ぜひ事務局の方でそれらを引き受けていただければと思う。それらの採択については、中間案でお示しいただくことになろうかと思う。そういう形で改めて御議論いただき、中間案の検討の際に、改めて御了承いただくということを条件にし、本日提案されている中間案の素案については、本日の時点では御了承いただきたいと思うがどうか。（異議なし）
- では今申し上げたことを条件とし、本日の中間案については、いただいた意見を盛り込む対応をしていただくということで了承としたい。30分ほど延長したが、皆様から活発な意見をいただき、円滑な議事進行に御協力いただいたことに感謝申し上げます。

(以上)